

議案第 87 号

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 11 月 27 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年瀬戸内市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

特別職報酬等審議会の委員	日額 6,000円	〃	〃	〃	〃	〃
行政委員	年額 均等割 1 2,000円 世帯割 70 0円×世帯 数	〃	〃	〃	〃	〃
土木委員	年額 均等割 1 2,000円 世帯割 30 0円×世帯 数	〃	〃	〃	〃	〃
環境衛生委員	年額 均等割 7, 000円 世帯割 30 0円×世帯 数	〃	〃	〃	〃	〃
民生委員推薦会の委員	日額 6,000円	〃	〃	〃	〃	〃
愛育委員	年額 会長 25,000円	〃	〃	〃	〃	〃

	副会長 2 2,000円 幹事 18,0 00円 委員 12,0 00円					
栄養委員	年額 会長 23,0 00円 副会長 2 0,000円 幹事 16,0 00円 委員 10,0 00円	〃	〃	〃	〃	〃
健康づくり推進協議会委員	日額 6,00 0円	〃	〃	〃	〃	〃

」を「

特別職報酬等審議会の委員	日額 6,00 0円	〃	〃	〃	〃	〃
民生委員推薦会の委員	日額 6,00 0円	〃	〃	〃	〃	〃
健康づくり推進協議会委員	日額 6,00 0円	〃	〃	〃	〃	〃

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第41号)新旧対照表

現行							改正後							
別表(第1条、第2条関係)							別表(第1条、第2条関係)							
	報酬	旅費						報酬	旅費					
		鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)			鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	
略							略							
特別職報酬等審議会の委員	日額 6,000円	〃	〃	〃	〃	〃	特別職報酬等審議会の委員	日額 6,000円	〃	〃	〃	〃	〃	〃
行政委員	年額 均等割 12,000円 世帯割 700円×世帯数	〃	〃	〃	〃	〃	民生委員推薦会の委員	日額 6,000円	〃	〃	〃	〃	〃	〃
土木委員	年額 均等割 12,000円 世帯割 300円×世帯数	〃	〃	〃	〃	〃	健康づくり推進協議会委員	日額 6,000円	〃	〃	〃	〃	〃	〃
環境衛生委員	年額 均等割 7,000円 世帯割 300円×世帯数	〃	〃	〃	〃	〃	略							

民生委員 推薦会の 委員	日額 6,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
愛育委員	年額 会長 25,00 0円 副会長 22, 000円 幹事 18,00 0円 委員 12,00 0円	〃	〃	〃	〃	〃
栄養委員	年額 会長 23,00 0円 副会長 20, 000円 幹事 16,00 0円 委員 10,00 0円	〃	〃	〃	〃	〃
健康づく り推進協 議会委員	日額 6,000 円	〃	〃	〃	〃	〃
略						